

《愛知県議会 会議録より》

2017.12.11 振興環境委員会 環境部

時代遅れの石炭火力は廃止すべき

【下奥奈歩委員】

国際連合気候変動枠組条約第23回締約国会議では、どのようなことが話題になったか。

【地球温暖化対策室長】

各国の排出量の報告や評価の仕組みといったパリ協定の運用ルールなどについて国同士で議論がなされた。

【下奥奈歩委員】

脱石炭に向けたグローバル連盟の発足について、また、脱石炭こそ世界の流れと考えるが、県の認識を伺う。

【地球温暖化対策室長】

脱石炭に向けたグローバル連盟について、国は、今後、詳細な情報を収集し、その上で参加の是非を検討すると聞いている。

県としては、国のエネルギーミックスにより、バランスのとれたエネルギー構成の下で温暖化対策を進めていくことが重要であると認識している。

【下奥奈歩委員】

地球温暖化が異常気象を増大させる可能性が大きいと考えるが、県の見解を伺う。

【地球温暖化対策室長】

気候変動に関する政府間パネルの第5次報告書では、既に気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されている。

県としても、温暖化対策を積極的に推進することが必要であると考えている。

【下奥奈歩委員】

石炭火力発電所を抱える愛知県として、国際連合環境計画の排出ギャップ報告は無視できるものではない。厳しい【地球温暖化対策室長】

国のエネルギーミックス及び二酸化炭素削減目標とも整合する電力業界の低炭素社会実行計画について、国は、電力業界全体の取組が継続的に実効を上げているか、毎年度、その進捗状況を評価しており、本県としては、国の動向を注視していく。

指摘があることに対する県の見解を伺う。

【下奥奈歩委員】

世界の脱炭素の流れの中で、中部電力株式会社武豊火力発電の計画は許されないものである。

石炭火力の計画見直しや中止という世界の流れや国内の先進的事例に学び、本県も脱石炭へ大きくかじを切る時と考えるが、県の見解を伺う。

【地球温暖化対策室長】

石炭火力発電所の立地は国のエネルギー政策に関するものであり、発電所を立地する場合は、電気事業法に基づき、事業の可否について、国が判断している。

県民の食の安全は県の責任

【下奥奈歩委員】

次に、現在パブリックコメントが行われている廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について質問する。

昨年1月に発覚したダイコー株式会社による食品等廃棄物の不適正処理の問題について、この問題が発覚した時から県の責任や問題が起こったことについて、また、再発防止について何度も質問してきた。

その後、食品廃棄物の排出事業者に向けたパンフレットを作成し、啓発されており、また、条例改正に向けて動き出したということで真剣な対応は評価する。

そこで、今回、条例改正を検討開始した経緯を改めて伺う。

【廃棄物監視指導室長】

昨年1月に発覚したダイコー株式会社による食品等廃棄物の不適正処理事案は、廃棄物処理業者による不適正行為によるものであるが、排出事業者における廃棄物の処理責任に対する認識が不十分であったことも大きな要因であった。

県では、本事案を踏まえた再発防止対策として、排出事業者に対して、食品廃棄物排出事業者向けのパンフレットの作成や、講習会の開催、現地確認研修会の開催などにより法令遵守の徹底を働きかけてきた。

あわせて、排出事業者責任の徹底を図るため、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正の検討を開始した。

【下奥奈歩委員】

今回の廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化についての中間とりまとめの概要を伺う。

【廃棄物監視指導室長】

中間とりまとめでは、まず、条例での措置強化を必要とする理由について、排出事業者に対し産業廃棄物の処理を委託する場合の処理状況等の定期的な実地確認の実施が条例で義務づけられているにもかかわらず、行われていない又は不十分であったことが、今回の不適正処理事案の発生の要因の一つであるとされている。

その上で、条例には、この義務違反があった場合の措置の規定がないため、実効性を高めるための対応が必要であると指摘され、条例等で、実地確認義務に係る勧告及び事業者名の公表規定等を追加する必要があるとされた。

【下奥奈歩委員】

今回の事案では、株式会社吉番屋には委託した食品廃棄物であるビーフカツが確実に、安全に最終処分されるまでダイコー株式会社の処分を確認する責任があるにもかかわらず、大部分が不正に転売されてしまった。これは中間とりまとめでも述べられているように、食品関連事業者として排出事業者の処理責任が不十分であり、ここにも問題があると思う。それを条例で実地確認を義務化していくということは重要な点である。

同時に、県が許可した産業廃棄物処理業者であるダイコー株式会社が、廃棄されるはずの食品を不正に転売したという重大な事態に対し、許可を出した県の責任も反省すべき点であると思う。

そこで、県民の食の安全が脅かされる事態が起こったことの重大さをしっかりと認識し、県民の命、食の安全の責任の重さを考えながら、県民本位の立場に立って、二度と繰り返さないよう、県の決意を伺う。

【廃棄物監視指導室長】

本県では、本事案を受け策定した監視体制の強化、廃棄物処理業者・排出事業者に対する指導強化及び食品廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進といった再発防止対策に取り組んでおり、今後も、同様の不適正事案が二度と起きないよう取り組んでいく。

【下奥奈歩委員】

本当に真剣に知恵と力を尽くし、県民を守る立場に立って、このような事案が起こらないよう排出事業者への措置強化に向けて、条例改正にしっかりと取り組むことを強く要望する。